

感染対策指針

第3版

感染 001-003 : 2017/04/01 発効

作成	署名：感染対策委員会	日付：2017/04/01
承認	署名：院長 笠原 彰紀	日付：2017/04/01

配布	全部署
----	-----

感染対策指針

1. 感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など千里中央病院（以下「当院」と称す）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 感染対策に関する基本的な考え方

医療機関においては、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。

院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質向上に寄与することを基本姿勢とする。この基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3. 感染対策委員会

院内の感染予防の対策、教育、実施に関する事項を審議し、院内感染の発生予防に関し、迅速かつ機能的に活動することを目的とする。また委員会が必要と認めるときは、委員以外の会議への出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(1) 委員会の構成は以下のとおりとし、委員長は病院長をもってあてる。

病院長、看護部長、医師（ICT 責任者）、事務部長、看護師、薬剤師、検査技師、管理栄養士、リハビリテーション技師、事務員、委託清掃業者

(2) 委員会は毎月第1水曜日に開催する。委員長が必要と判断した場合は、臨時委員会を開催することができる。なお、委員会議事録・研修会記録は検査科が行う。

(3) 委員会の任務

- ①院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
- ②院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- ③院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
- ④院内感染防止のために必要な職員教育に関すること。

⑤感染予防マニュアルの整備（作成・修正・更新）

- ・標準予防策 ・感染経路別予防策 ・針刺し事故の対応 ・感染性廃棄物の取扱い
- ・消毒薬の使用基準 ・抗菌薬について ・感染患者発生報告書の管理手順 ・感染症解除基準

⑥当院は毎週、委員が院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行う。

4. 感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は、院内教育委員会と協力して全職員対象に研修会・講習会を年2回以上開催する。

院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の出席を支援する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合、発生部署責任者は院内感染対策委員長に報告し、委員長は必要に応じ緊急委員会を招集し、二次感染の予防に努める。また、主治医に対応の助言、協力を行う。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。

7. 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、ISO文書策定基準に則り作成した文書はISO事務局、院長室、看護部長室および、院内全部署に配布設置する。また、一般にはイントラネットで閲覧できる。

8. その他

- (1) 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- (2) 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。
- (3) 職員は、感染対策マニュアルに沿って個人用防御具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用、職業感染の防止に努める
- (4) 職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。

以上